

令和4年度 第2回天竜区協議会

次 第

日時：令和4年5月26日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 協議事項

ア 令和3年度天竜区地域力向上事業

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の事後評価について

【資料1】

イ 令和4年度天竜区地域力向上事業

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案について

【資料2】

(2) その他

地域課題

5 その他

次回開催予定

日時 令和4年6月22日（水）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項												
件 名	令和 3 年度天竜区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の事後評価について												
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>令和 3 年度の地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下の通り。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>提案件数</th> <th>実施件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成事業</td> <td>3 件</td> <td>3 件</td> <td>735 千円</td> </tr> </tbody> </table>						提案件数	実施件数	補助額	助成事業	3 件	3 件	735 千円
	提案件数	実施件数	補助額										
助成事業	3 件	3 件	735 千円										
対象の区協議会	天竜区協議会												
内 容	<p>前年度の地域力向上事業が全て完了した際は、浜松市地域力向上事業実施要綱第 10 条に基づき、天竜区行政推進会議と天竜区協議会で事後評価を行うこととされている。</p> <p>天竜区行政推進会議における評価が完了したため、天竜区協議会において評価を実施するもの。</p> <p>(詳細は別紙のとおり。)</p>												
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公表する。												
担当課	天竜区区振興課	担当者	大石 訓康	電話	922-0013								

令和3年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (円)	補助額 (円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	
1	春野町ホタルの里活性化事業		はるの・気田ホタル実行委員会				1 藤ノ瀬ホタル公園にて公園及び周辺水路の清掃、草刈、カワニナの放流 実施日：5/16(日) 20名参加、7/4(日) 20名参加、9/5(日) 17名参加11/21(日) 18名参加 2 気田小ウォークラリーにて環境教育 実施日：5/18(火) 参加者：生徒65名、先生10名 3 気田小学校4年生にホタルの幼虫を観察用に貸出(2/10～18) 4 藤ノ瀬ホタル公園にて気田小4年生によるホタルの幼虫(100匹)の放流 実施日：2/25(金) 参加者：15名 5 藤ノ瀬ホタル公園にてホタルの幼虫(300匹)とカワニナの放流 実施日：2/27(日) 参加者：16名
	202,054	80,000	B	A	A	A	昨年度から継続し、参加者の増加から事業の魅力度がうかがえます。引き続き地域や小学校と連携し、地域コミュニティの活性化を図り、この事業により地域に関わりを持つ人が増加していくことを期待します。
2	佐久間放課後子供教室		佐久間っ子クラブ				1 放課後児童会等の無い佐久間地区に放課後子供教室が開設された。 2 入会世帯数13世帯、入会児童数18名。令和3年度活動日数70日、延べ利用児童数842名。 3 地区内にはお互いの家が遠い児童も多く、これまで放課後等に友達同士で遊ぶことが難しかった児童の交流時間が増加し、また異年齢児童との交流時間の増加により、子供同士の絆が強化される等、児童の育成に寄与した。 4 児童数減少のため一人で下校する児童もいるが、放課後子供教室の活動日には集団で下校でき、児童の安全確保に寄与した。 5 上記3、4の理由等から、放課後子供教室開設やスタッフの日々の活動に対し、保護者から感謝の声も多く、非常に好評を得ており、活動日数の増加を希望する保護者の声もある。
	974,000	487,000	B	A	A	A	利用児童数、保護者の声からも、この事業の必要性がうかがえます。安全・安心に子育てできる地域づくりとして事業が継続されることを期待します。

令和3年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (円)	補助額 (円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	
3	秋葉古道の魅力を伝える講談「田辺一邑 独演会 at くんま」		秋葉古道の歴史と自然を愛する会				<p>「浜松市やらまいか大使」田辺一邑氏を講談師とする独演会を開催</p> <p>(1)日時 令和4年3月20日(日)午後2時～</p> <p>(2)会場 熊ふれあいセンター(熊愛館)</p> <p>(3)参加者 70名(奥三河・南信州からの招待・来賓含む)</p> <p>(4)演目等 田辺一邑「信康の最期」 「高山彦九郎 秋葉街道を行く」</p>
	477,350	168,000	A	A	B	A	秋葉古道を題材とし、熊地域の歴史を学ぶきっかけづくりとなった事業と評価します。また、三遠南信地域の交流に寄与しており、この事業により地域に関わりを持つ人が増加していくことを期待します。

評価のポイント（助成事業）

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

1) 天竜区らしさ

事業の実施にあたり、天竜区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。

2) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

3) 財政支援の必要性

市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

4) 費用対効果

事業実施により得られる効果と、かかる経費のバランスは適切か。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみが可能とする。

(1) 事業提案書（第1号様式）

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 団体の概要書（第3号様式）

(4) 市税納付・納入確同意書（第4号様式）

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第5号様式）（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。

3 前2項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（令和2年12月14日施行）に基づき行う。

(2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項			
件 名	令和 4 年度天竜区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案について			
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、多様な主体が対等な立場に立ち、相互に活躍する取組を通じて住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業。</p>			
対象の区協議会	天竜区協議会			
内 容	<p>広報はままつ、市公式ホームページなどで広く募集している「令和 4 年度地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に、1 件の応募があった。</p> <p>これについて、行政推進会議の審査を経て、採用候補事業とした。</p> <p>この事業について、天竜区協議会のご意見を伺うもの。</p> <p>提案数 1 件 採用候補とした事業 1 件</p>			
備 考 (答申・協議結果を得 たい時期、今後の予定 など)	区協議会の意見を参考に、後日、区長が採用可否を決定。			
担当課	区振興課	担当者	大石 訓康	電話 922-0013

令和4年度 地域力向上事業

市民提案による住みよい地域づくり助成事業
(追加募集分)

事業提案書

令和4年5月26日

天竜区協議会

令和4年度 地域力向上事業

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」

No.	事業名	提案者 (担当課)	区分 補助率	概算事業費 (円)	交付希望額 (円)
	事業の目的		事業の概要		
	行政推進会議意見（実施要綱の該当要件）		採用の可否	補助限度額（円）	

1	天竜の文化歴史を伝える交流まちづくり事業	鹿島田代家 交流振興会 (まちづくり 推進課)	新規 50%以内	631,100	315,000
	河川や道路の要衝として繁栄した地域の文化・歴史やその魅力を再認識するとともに、広く市内外に情報発信して交流振興によるまちづくりに寄与する。		1. 明治時代の郷土の先覚者「田代秋江とゆかりの人々展」の開催 日時：10月2日（日）～12月4日（日） （土日祝開催） 会場：鹿島船頭宿 2. 天竜中心市街地の文化・歴史の魅力を調査再確認し、情報冊子『壬生の郷探訪物語』（B5判40ページ）の発行		
	【実施要綱第3条（4）、（6）に該当】 1. 事業提案団体は、歴史的価値の高い筏問屋田代家の維持管理・運営を地域の協力を得ながら実施しており、実績も十分である。 2. 企画展開催や情報冊子の発行は、地域の歴史や文化的価値を見直し、地域への誇りや愛着、親しみを高めるきっかけづくりとなることが期待される。		採用が適当である		315,000

事業提案書

令和4年3月15日

浜松市長 鈴木康友 様

所在地 浜松市天竜区
 団体の名称 鹿島田代家交流振興会
 代表者役職
 氏名 会長 曾我清臣
 連絡先 053-

つぎのとおり、事業を提案します。

事業名	天竜の文化歴史を伝える交流まちづくり事業
実施時期	令和4年6月1日(水)～ 4年12月20日
実施場所	鹿島船頭宿(田代秋江とゆかりの人々展) 調査地域 鹿島、二俣、山東(「壬生の郷探訪物語」の発行)
概算事業費	631,100円
参加予定人数	団体スタッフ 13名 参加者 500名
事業の目的	河川や道路の要衝として、繁栄した地域の特性を活かして、文化歴史のその魅力を再認識すると共に、広く市内外に情報発信して交流振興などによるまちづくりを目的とする。
事業の内容	明治時代の郷土の先覚者「田代秋江とゆかりの人々展」の開催 天竜中心市街地の文化歴史の魅力を調査再確認し、それを伝える情報冊子「壬生の郷探訪物語」の発行 B5判40頁 カラー写真等入り
事業効果	郷土を深くよく知るにより、地域への誇りや愛着、親しみを高める。またこの情報発信で交流による地域振興に効果がある。



収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳 (単価・数量)
補助金	315.000	地域力向上事業 (市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
自己資金	316.100	
計	631.100	

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳 (単価・数量)
報償費	94.000	展示会当番謝礼 22日×@2.000=44.000 展示パネル作成謝礼@2.000×5日×2人=20.000 冊子原稿作成謝礼 30日×1人×@1.000=30.000
需用費	25.600	展示マット紙 @300×20枚=6.000 エプソンインク 6色@6.000×2個=12.000 展示パネル@3.800×2枚=7.600
	490.500	「壬生の郷探訪物語」B5判 40頁 カラー 500部×@957=478,500 展示会チラシ @40×200枚=8.000 展示会資料カラーコピー@80×50枚=4.000
役務費	21.000	冊子案内文書 @84×100枚=8.400 展示会案内ハガキ @63×200枚=12.600
計	631.100	

団体の概要書

団体名	鹿島田代家交流振興会		
事務所の所在地	〒431-05 [redacted] 浜松市天竜区 [redacted] (専用事務所 (住居兼用) ・ その他)		
	電話	053-[redacted]	FAX 053-[redacted]
	ホームページ	.	
代表者役職・氏名	会長 曾我清臣		
担当者連絡先	氏名	曾我清臣	
	電話	053-[redacted]	
	F A X	053-[redacted]	
	Eメール		
設立年月日	平成16年12月1日		
会員数	13名		
団体の目的	本会は浜松市の委託を受けて旧田代家住宅の管理運営を行なうと共に交流振興のための事業を行ない地域振興に寄与することを目的とする。		
主な活動内容	毎週土日と祝日に篠間屋田代家の管理運営の活動、地域振興のための展示会等の活動。		

※必要に応じて、団体の詳細がわかる資料を別途添付

鹿島田代家交流振興会の活動について

1 平常活動

浜松市よりの歴史散策路展示休憩施設 受託業務

筏問屋田代家施設管理運營業務 年間 土日祝日 105日

建物、庭園の施設管理清掃、来館者ガイド

年間来館利用者 2000人～2800人

2 展示事業等活動

後段の通り

歴史散策路整備事業

地域の特性を生かしたまちづくり

生涯学習に代表されるように子供から高齢者に至るまで、人々の地域文化や伝統等の「学び」に対する探求心等も飛躍的に向上してきている。歴史散策路事業はこれらの社会的状況を踏まえ、歴史の道しるべとしてのサイン整備や施設整備が行われた。平成6年度～9年度施工

歴史的事象や伝統文化等をより顕在化させることにより、市民を始め多くの人々が市の歴史・文化の関心を高め、誘客を促すとともに、都市のイメージの向上と地域の特性を生かしたまちづくり等へ大きく寄与することとなった。

当時、県下で先進的に行われた事業で他市の参考先進事例となった。

天竜の歴史・文化の特性

1 歴史の街道 2 天竜川の歴史 3 城下町として栄えた街並み 4 神社仏閣等

天竜川の歴史と筏問屋田代家・船頭宿

郷土の先覚者

「田代秋江とゆかりの人々展」実施要領

1 主 催 鹿島田代家交流振興会

後援 浜松市

2 事業名 郷土の先覚者「田代秋江とゆかりの人々展」

3 一般向け問い合わせ電話番号

後問屋田代家 053-925-7006

4 日 時 令和4年10月2日（日）から令和4年12月4日（日）

土日祝日開館 午前10時～午後4時

5 会 場 鹿島 船頭宿「浜松市地域遺産」田代家隣接

6 目 的 明治時代の郷土の先覚者、「田代秋江とゆかりの人々に関する資料」を展示し地域の歴史、文化への認識を深めると共に広く市内外に情報発信して交流振興によるまちづくりに寄与することを目的とする。

7 内 容 田代家十代、田代嘉平次（俳号秋江）に関する資料の展示。

田代嘉平次の子供などゆかりの人々に関する資料の展示。

後問屋としての田代家祖先や家康に協力のことなどの展示

8 経費 114,200 円

9 宣伝方法 チラシ・ポスター 新聞報道への連絡

協働センター他チラシ配架依頼 関係団体等への文書

「壬生の郷探訪物語」

古城・城下町・旧街道・人物

天竜川水運・田代家・祭り・社寺

○ 壬生の郷の古城

二俣城跡・鳥羽山城跡「公園」・笹岡城跡・毘沙門砦・鳥羽山砦

○ 水陸交通の要衝

渡船（鹿島、川口、塩見渡、南口）鹿島橋 鳥羽山

○ 旧街道（秋葉街道）

町中の旧街道、鳥羽山超えの道

○ 人物（偉人）

内山真龍「資料館」・袴田喜長・本田宗一郎「伝承館」・秋野不矩「美術館」

館」二橋美校衛

○ 天竜川の水運

筏下しと水運、船頭宿、十分一番所、川船と水運、椎ヶ脇神社

筏問屋田代家

屋敷（建物、庭園）、家康の御朱印

十代嘉平次とゆかりの人々 系譜、古文書、古典籍 美術、民具、

○ 神社、仏閣

○ 祭典

二俣まつり、鹿島祭典、鹿島の花火、信康行列

参考文献、出典、協力者

天竜川では、江戸時代から昭和のダムが出来るまで信州や天竜川流域から川を使って木材を運び、全国に搬送していました。天竜地域は木材産地として名を高め木材とともに繁栄してきました。また和船による交易が盛んでした。木材流通の中心として、全国の河川の川べりに存在していた筏問屋も現在は他に残されておりません。また多くの天竜川で働いた人々が利用した船頭宿も残されておりません。

国の歴史まちづくり法

浜松市は国の歴史まちづくり法の歴史的風致向上計画の策定を進めています。鹿島田代家や船頭宿は産業振興と近代化にみる歴史的風致として重要視されています。

鹿島田代家交流振興会は歴史散策路事業の趣旨等を踏まえて活動しております。

鹿島田代家交流振興会の展示事業等活動のあゆみ

(最近分)

- 平成 26 年 12 月 家康ゆかりの史跡とまちづくり事業実施
- 平成 27 年 10 月～12 月 戦国古城とまちづくり事業」実施
国登録有形文化財に登録 旧田代家住宅
- 平成 28 年 9 月～11 月 鹿島船宿初公開「天竜川水運物語展」開催
- 10 月 「鳥羽山城物語展」開催
- 平成 29 年 4 月 「開館 20 周年田代家資料特別展」開催
- 3 月 BS 朝日 「百年名家」取材協力 全国放映
- 11 月 中部地域づくり協会「天竜川文庫」来館ガイド

平成30年10月～11月 民芸 佐藤京子作陶展

平成31年2月 光明小学校・二俣小学校社会科見学ガイド

令和元年
令和5月 J.Rさわやかウォーキング来館ガイド

9月～11月 「天竜川水運物語展」開催

11月 清流中学校地域発見学習 ガイド

10～12月 「天竜川賛歌 暮らしと文化展」開催

令和2年 2月 光明小学校校外学習 ガイド

3月～4月 「真淵・真龍・遠州俳人の桜の和歌・俳句展」開催

令和3年 3月～4月 「天竜山桜文化展」開催

5月 下阿多古小学校校外学習 ガイド

7月 「静岡文化芸術大学 てこころ展」協力